

資料編

1. 第3次大分市文化・芸術振興計画 策定経過

令和5年11月～令和6年1月 大分市文化・芸術に関するアンケート調査の実施

▶対象：市民、文化・芸術団体、学生

令和6年5月30日 第1回策定委員会、委嘱状交付式

▶委員長、副委員長の選出

▶第2次計画の振り返り・第3次計画の方向性の検討

8月27日 第2回策定委員会

▶第3次計画の基本理念の検討

▶第3次計画の骨子の検討

11月14日 第3回策定委員会

▶第3次計画素案の検討

▶第3次計画の重点プロジェクト・評価指標の検討

12月1日 市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施（～12月31日）

▶意見提出者数：8名

▶意見件数：13件

令和7年2月12日 第4回策定委員会

▶市民意見公募手続（パブリックコメント）の結果報告

▶第3次計画最終案の検討

3月4日 第3次計画最終案を市長へ報告

3月31日 第3次大分市文化・芸術振興計画 策定

4月1日 第3次大分市文化・芸術振興計画 施行

2. 第2次大分市文化・芸術振興計画の振り返り

第2次計画【2021（令和3）年3月策定】の評価指標一覧（詳細版）

評価指標	現状値 (計画策定時)	目標値	2021年度	2022年度	2023年度
			実績値	実績値	実績値
【はぐくむ：重点プロジェクト】 おおいた夢色音楽プロジェクトの推進 (2021～2024年度の平均値)					
おおいた夢色音楽プロジェクト総来場者数 【計画期間中の平均値】	53,884人※	57,000人 (2021～2024年度平均値)	22,361人	42,380人	55,200人
おおいた夢色音楽プロジェクト総来場者数【単年度】	53,884人	57,000人	22,361人	62,398人	80,840人
【内訳】 どこでもコンサート	1,472人	1,500人	630人	826人	1,115人
大分市ふるさとコンサート	500人	500人	165人	375人	258人
のつはる音の森フェスティバル	712人	2,000人	1,566人	2,197人	2,467人
おおいた夢色音楽祭	51,200人	53,000人	20,000人	59,000人	77,000人
【ささえる：重点プロジェクト】アーティストバンクの設立・活用					
アーティストバンク登録件数(団体等) ※累積	-	126件 (2024年度見込)	-	-	235件
【つなぐ：重点プロジェクト】文化・芸術 × 関連事業の創出					
文化・芸術と関連分野との連携事業数 ※累積	6件	12件 (2024年度見込)	8件	10件	13件
【内訳】	①アートレジオン推進事業（文化振興課） ②障がい者等衣服アドバイザー事業（障害福祉課） ③クリエイティブ産業育成事業（商工労政課） ④アートを活かしたまちづくり事業（商工労政課） ⑤観光リーディングプロジェクト事業（観光課） ⑥大友プロモーション事業（観光課） ⑦祝祭の広場活用検討事業（まちなみ企画課） ⑧ノーマライゼーション推進事業（障害福祉課） ⑨DXによる地域文化資源の継承及び活用推進事業（文化財課） ⑩地域魅力創出事業（おおいた魅力発信局） ⑪アーティストバンク推進事業（文化振興課） ⑫豊の都市おおいた情報発信事業 大分府内城 御城印販売（観光課） ⑬新デザインマンホール蓋の設置（上下水道局 経営企画課）				
【特別プロジェクト】文化・芸術活動エールプロジェクト					
取組件数 ※累積	-	目標値設定無し	6件	6件	6件
【内訳】	①大分市文化・芸術活動推進補助金の拡充（2020・2021年度）（文化振興課） ②大分市ホームページ内に各種補助制度等の紹介ページの開設（文化振興課） ③ライブハウスへ感染症対策のガイドラインの周知（文化振興課） ④市主催等のイベントにおける「大分市ワクチン・検査チェック」の導入（関係各課） ⑤民間主催のモデルイベントへの感染症対策支援事業の実施（おおいた魅力発信局） ⑥新型コロナウイルス感染症対策事例集（第1版・第2版・第3版）の制作（企画課）				
その他評価指標					
評価指標名	現状値 (計画策定時)	目標値	2021年度 実績値	2022年度 実績値	2023年度 実績値
大分市文化・芸術に関する市民アンケート調査 「大分市が文化・芸術が盛んなまち（思う・ある程度思うと回答する割合）」	41.7% (2019年度実績)	45.0% (2024年度見込)	-	-	33.9%
文化ホールの利用者数（コンパルホール、ホルトホール 大分の市民ホール、平和市民公園能楽堂）	379,673人 (2018年度実績)	417,000人 (2024年度見込)	130,453人	230,686人	310,238人
大分市美術館の利用者数 【2020年度からの平均値】	380,729人 (2016～2018年度平均値)	500,000人 (2020～2024年度平均値)	237,409人	223,217人	220,867人
【単年度】			307,286人	194,834人	213,815人
アートプラザの利用者数 【2020年度からの平均値】	170,505人 (2016～2018年度平均値)	180,000人 (2020～2024年度平均値)	67,617人	80,285人	88,567人
【単年度】			78,624人	105,623人	113,410人
歴史資料館の利用者数	43,346人 (2018年度実績)	47,500人 (2024年度見込)	28,853人	26,351人	32,218人
大友氏館跡（庭園・交流館）への来場者数	8,690人 (2018年度実績)	24,000人 (2024年度見込)	31,723人	43,373人	45,887人

※…評価指標の現状値について、おおいた夢色音楽祭は2012年度～2016年度の5年間平均（2018年の国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭及び2019年のラグビーワールドカップ2019日本大会との同時開催分を除く）としています。どこでもコンサート及び大分市ふるさとコンサートは新型コロナウイルス感染症等の影響前の2018年度、のつはる音の森フェスティバルは初開催の2020年度を基準としています。

第2次計画期間中の特徴的な取組み一覧



3. 大分市文化・芸術に関するアンケート調査

大分市文化・芸術に関するアンケート調査報告書 概要版

大分市では、文化・芸術に対する関心度やニーズ等を把握し、今後の文化・芸術施策等を検討するための基礎資料とすることを目的として、「市民アンケート」、「団体アンケート」、「学生アンケート」を実施しました。

市民アンケート

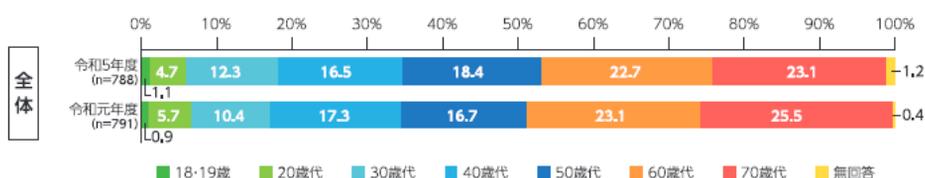
1 調査の概要及び回答者の属性

調査の概要

対象者と抽出方法	住民基本台帳に記載された、大分市に居住する18歳以上の市民3,000人を無作為に選ばせていただきました。		
調査方法	郵送調査法		
調査時期	令和5年11月20日～令和5年12月15日		
配布・回収状況	配布数 3,000 回収率 26.4%	回収数 788 ※回収率=回収数÷(配布数-不明戻数)	不明戻数 16

回答者の属性

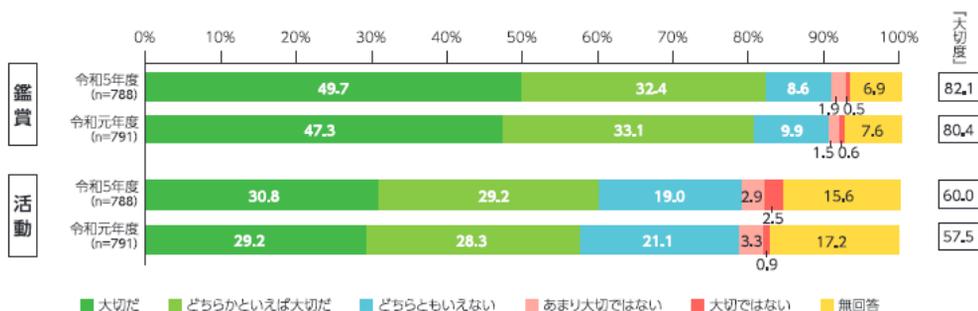
《年齢》



2 文化・芸術の鑑賞、活動について

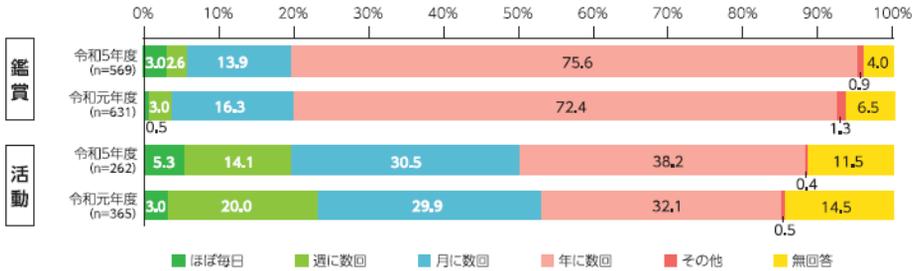
鑑賞、活動の大切さ

『大切度』（「大切だ」+「どちらかといえば大切だ」）は、鑑賞では82.1%ですが、活動では60.0%と、鑑賞に比べると22.1ポイント少なくなっています。



■ 鑑賞、活動の頻度

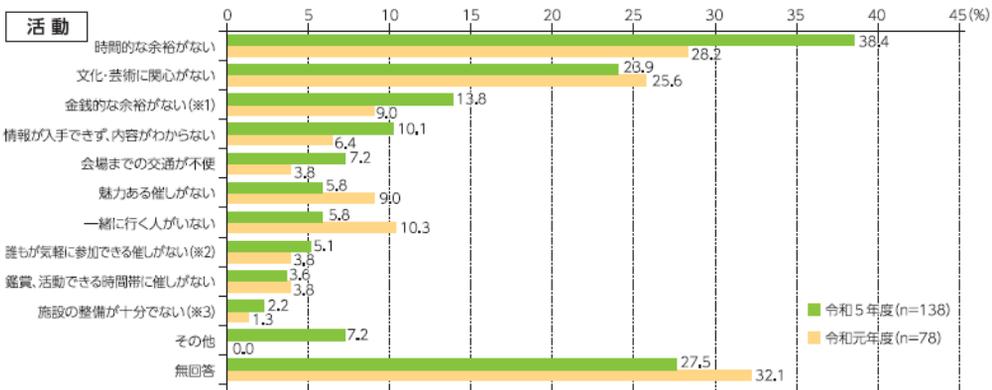
鑑賞の頻度としては、「年に数回」(75.6%)が圧倒的に多くなっていますが、活動では、週に1回以上が約5人に1人(「ほぼ毎日」5.3%+「週に数回」14.1%)となっており、これに、「月に数回」(30.5%)を加えた月1回以上活動している割合は49.9%と半数となっています。



■ 鑑賞も活動もしていない理由

鑑賞も活動もしていない理由としては、観賞、活動ともに「時間的な余裕がない」が最も多くなっています。

令和元年度と比べると、「時間的な余裕がない」が鑑賞で5.3ポイント、活動で10.2ポイント増加しています。



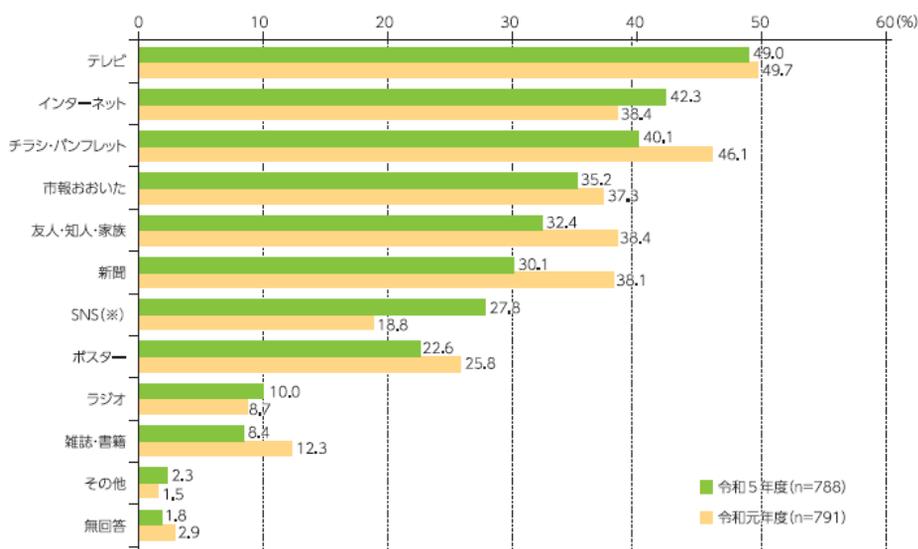
(※1) 令和元年度は、「料金が低い」 (※2) 誰もが気軽に参加できる催しがない(子どもが泣いたり騒いだりしても、安心して参加できるコンサートなど)
 (※3) 施設の整備が十分でない(子ども連れ、高齢者、障がい者等が利用しにくい)

3 文化・芸術に関する情報について

文化・芸術に関する情報の入手先としては、「テレビ」が49.0%と最も多く、次いで「インターネット」(42.3%)、「チラシ・パンフレット」(40.1%)、「市報おおいた」(35.2%)、「友人・知人・家族」(32.4%)、「新聞」(30.1%)となっています。

令和元年度と比べると、「チラシ・パンフレット」、「友人・知人・家族」、「新聞」が減少し、「インターネット」、「SNS(フェイスブック、X(旧ツイッター)、LINE(ライン)、インスタグラムなど)」などの増加が目立ちます。

年齢別にみると、30歳代以下では、「SNS」が6割台で最も多くなっています。また、50歳代以下では「インターネット」が5～6割台と多く、全体で最も多い「テレビ」を上回っています。50歳代以上では「テレビ」や「新聞」、「市報おおいた」が多くなっています。



	サンプル数	チラシ・パンフレット	ポスター	インターネット	SNS(※)	市報おおいた	新聞	テレビ	ラジオ	雑誌・書籍	友人・知人・家族	その他	無回答	
全体	788	40.1	22.6	42.3	27.8	35.2	30.1	49.0	10.0	8.4	32.4	2.3	1.8	
年齢別	20歳以下	46	32.6	37.0	63.0	65.2	4.3	2.2	41.3	6.5	30.4	0.0	2.2	
	30歳代	97	44.3	23.7	53.6	67.0	27.8	7.2	44.3	5.2	26.8	1.0	1.0	
	40歳代	130	47.7	26.2	56.9	34.6	36.2	16.2	41.5	6.2	34.6	3.1	0.8	
	50歳代	145	40.7	26.9	55.9	26.9	37.2	33.1	54.5	14.5	6.2	33.1	2.1	1.4
	60歳代	179	38.5	17.9	41.9	20.7	34.1	33.0	55.3	12.3	12.8	34.1	2.2	0.0
	70歳以上	182	35.7	15.9	12.1	1.6	45.6	53.3	48.4	10.4	9.3	32.4	3.3	4.4

※SNS(フェイスブック、X(旧ツイッター)、LINE(ライン)、インスタグラムなど) (注) **太字** 全体より5ポイント以上大きいもの(「無回答」は除く)

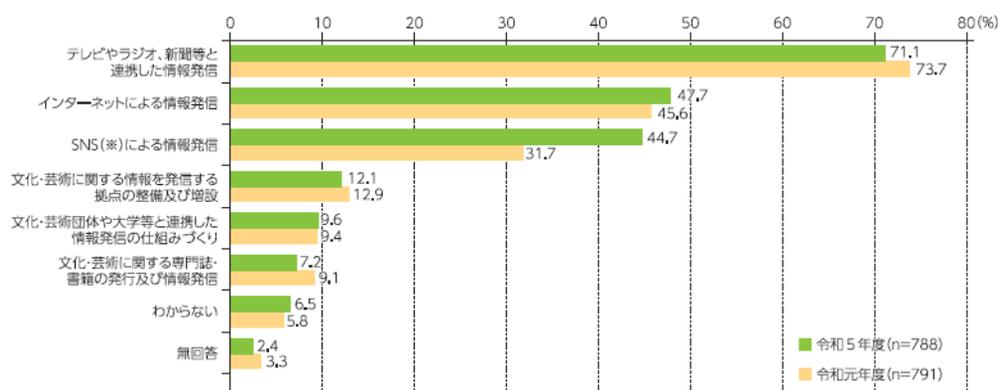


4 情報を発信するために必要な取組

より多くの人へ文化・芸術に関する情報を発信するために必要な取組としては、「テレビやラジオ、新聞等と連携した情報発信」が71.1%と最も多く、次いで「インターネットによる情報発信」(47.7%)、「SNSによる情報発信」(44.7%)となっています。

令和元年度と比べると、「SNS」の増加が目立ちます。

年齢別にみると、「インターネットによる情報発信」や「SNSによる情報発信」は、年齢が低い層で多くなっています。特に、30歳代以下では「SNSによる情報発信」が8割台に達し、一方で、60歳代以上では「テレビやラジオ、新聞等と連携した情報発信」が他の年齢層に比べて多くなっています。



	サンプル数	インターネットによる情報発信	SNS(※)による情報発信	テレビやラジオ、新聞等と連携した情報発信	文化・芸術に関する専門誌・書籍の発行及び情報発信	文化・芸術に関する拠点の整備及び増設	文化・芸術団体や大学等と連携した情報発信の仕組みづくり	わからない	無回答	
全体	788	47.7	44.7	71.1	7.2	12.1	9.6	6.5	2.4	
年齢別	20歳代以下	46	67.4	89.1	50.0	8.7	13.0	26.1	0.0	0.0
	30歳代	97	63.9	82.5	54.6	7.2	10.3	9.3	3.1	1.0
	40歳代	130	55.4	59.2	66.9	5.4	6.9	6.9	4.6	1.5
	50歳代	145	55.9	48.3	73.8	7.6	14.5	13.1	5.5	1.4
	60歳代	179	52.0	38.5	80.4	8.4	15.6	7.3	4.5	1.7
	70歳以上	182	19.8	8.2	78.6	7.1	11.5	7.7	12.1	4.9

※SNS(フェイスブック、X(旧ツイッター)、LINE(ライン)、インスタグラムなど) (注)太字 全体より5ポイント以上大きいもの(「無回答」は除く)

5 子どものころから文化・芸術に触れる機会の必要性

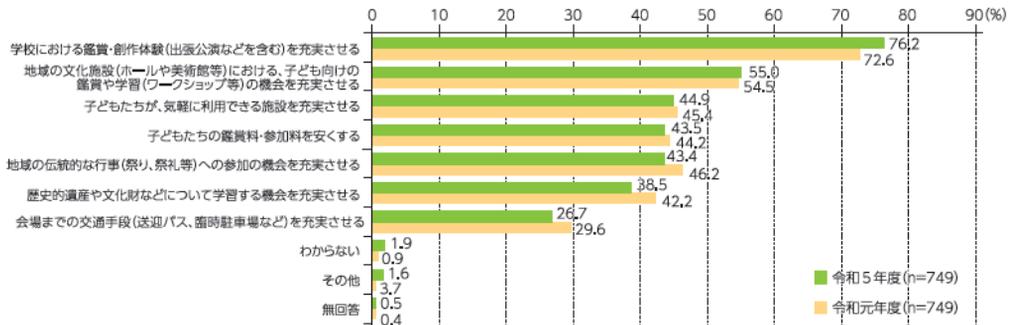
子どものころから文化・芸術に触れる機会の必要性については、「思う」が65.0%と多く、これに「ある程度思う」(30.1%)を加えた「思う度」は95.1%となっています。



6 子どもたちが文化・芸術に触れる機会の必要性

子どもたちが文化・芸術に親しむ機会を充実させるため必要なこととしては、「学校における鑑賞・創作体験（出張公演などを含む）を充実させる」が76.2%と最も多く、次いで「地域の文化施設（ホールや美術館等）における、子ども向けの鑑賞や学習（ワークショップ等）の機会を充実させる」（55.0%）となっています。

年齢別にみると、30～50歳代では「学校における鑑賞・創作体験（出張公演などを含む）を充実させる」が8割台、40歳代以下では「子どもたちの鑑賞料・参加料を安くする」、「子どもたちが、気軽に利用できる施設を充実させる」、70歳以上では「地域の伝統的な行事（祭り、祭礼等）への参加の機会を充実させる」が5割台と多くなっています。

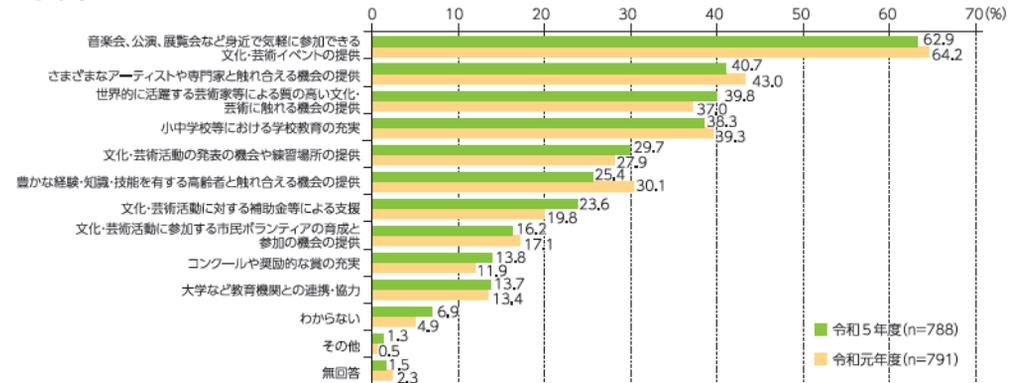


	サンプル数	学校における鑑賞・創作体験(出張公演などを含む)を充実させる	子ども向けの鑑賞や学習(ワークショップ等)の機会を充実させる	地域の文化施設(ホールや美術館等)における、子ども向けの鑑賞料・参加料を安くする	子どもたちの鑑賞料・参加料を安くする	地域の伝統的な行事(祭り、祭礼等)への参加の機会を充実させる	子どもたちが、気軽に利用できる施設を充実させる	歴史的遺産や文化財などについて学習する機会を充実させる	会場までの交通手段(送迎バス、臨時駐車場など)を充実させる	わからない	その他	無回答
全体	749	76.2	55.0	43.5	43.4	44.9	38.5	26.7	1.9	1.6	0.5	
20歳以下	43	74.4	37.2	51.2	37.2	53.5	23.3	20.9	2.3	0.0	0.0	
30歳代	93	81.7	53.8	50.5	38.7	52.7	29.0	25.8	3.2	3.2	0.0	
40歳代	125	80.0	56.8	51.2	40.0	54.4	44.0	36.8	0.0	3.2	0.0	
50歳代	143	83.2	55.9	49.7	32.9	37.1	30.8	26.6	0.7	2.1	0.0	
60歳代	168	78.6	60.7	41.1	46.4	41.7	46.4	23.2	2.4	0.0	0.0	
70歳以上	170	64.7	53.5	30.6	55.9	41.8	43.5	24.7	2.4	1.2	1.8	

(注) 太字 全体より5ポイント以上大きいもの(「無回答」は除く)

7 次世代の文化・芸術の担い手の育成や支援に必要なこと

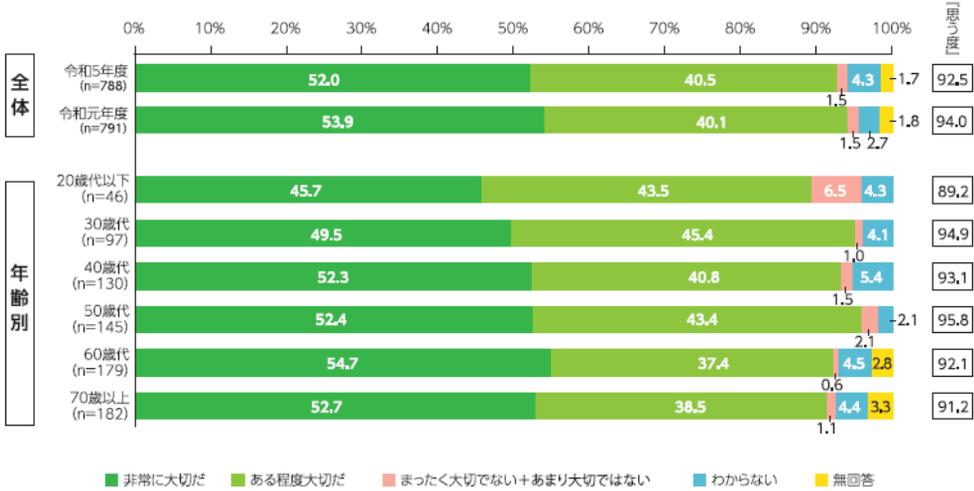
子どもに限らない、次世代の文化・芸術の担い手の育成や支援としては、「音楽会、公演、展覧会など身近で気軽に参加できる文化・芸術イベントの提供」が62.9%と最も多くなっています。



8 文化財や歴史的な価値のあるもの（歴史的遺産）について

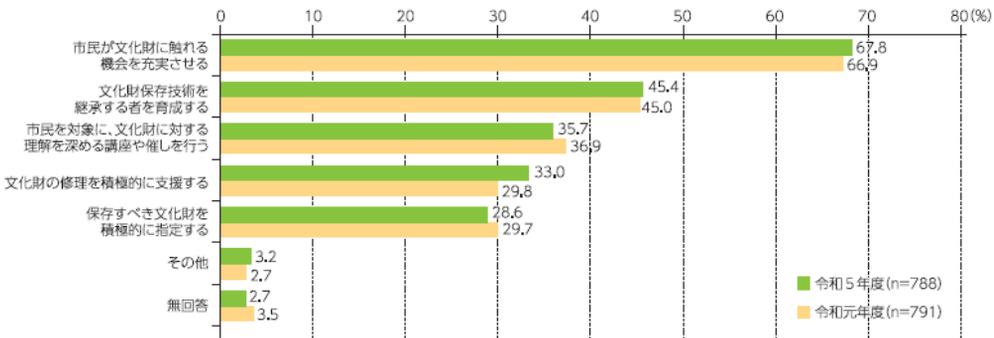
■ 保存・活用していく取組みへの大切さ

文化財や歴史的な価値のあるもの（歴史的遺産）を保存して、活用していく取組については、「非常に大切だ」が52.0%、「ある程度大切だ」が40.5%、合計した『大切度』は92.5%となっています。



■ 保護・活用するために必要な取組

文化財や歴史的な価値のあるもの（歴史的遺産）を保護・活用するために必要な取組としては、「市民が文化財に触れる機会を充実させる」が67.8%と最も多く、次いで「文化財保存技術を継承する者を育成する」（45.4%）、「市民を対象に、文化財に対する理解を深める講座や催しを行う」（35.7%）、「文化財の修理を積極的に支援する」（33.0%）となっています。



9 大分市の文化・芸術施策について

■ 文化・芸術施策に関する重要度・満足度

集計結果にスコアウエイトを与え、その平均スコアを算出し、9つの取組を4つのグループに分類しました。なお、この分類は、相対的なものであり、平均点に近くなるほど隣接する領域の要素も含まれてくるため施策の方向性を明確に位置付けるものではありません。

① 早期改善項目

満足度は低いが、重要度が高いもので、早期の改善が望まれるものと言えます。

② 随時改善項目

満足度と重要度が共に高いもので、必要に応じて改善を図りながら、維持が望まれるものと言えます。

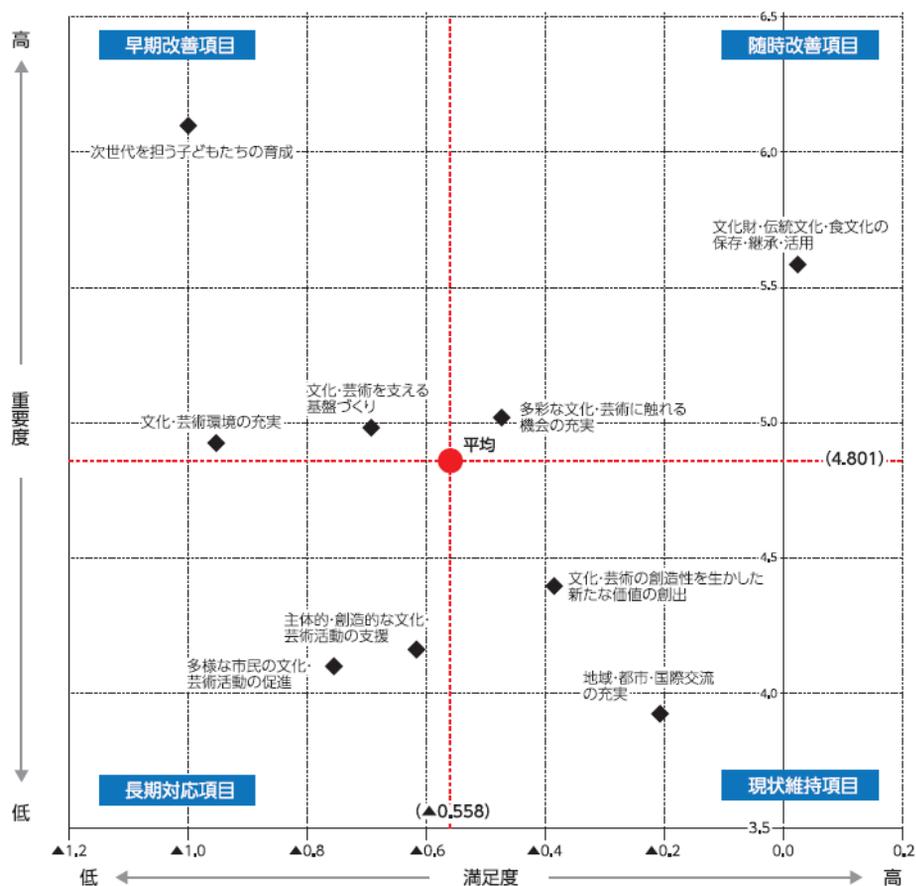
③ 現状維持項目

満足度が高く、重要度が低いもので、推移をみながら維持が望まれるものと言えます。

④ 長期対応項目

満足度と重要度が共に低いもので、推移をみながら改善が望まれるものと言えます。

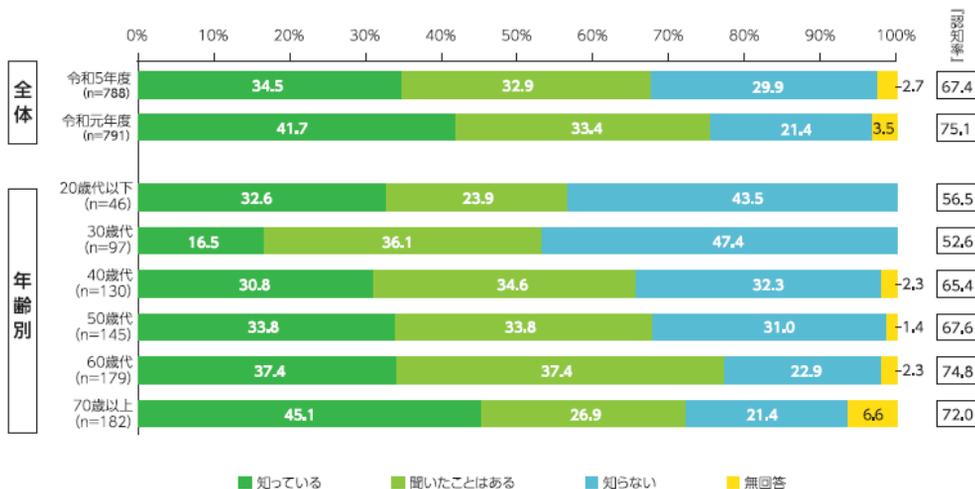
■ 満足度・重要度の平均スコアによる散布図 ■



■ 大分市が日本における南蛮文化発祥の地であることの認知度

大分市が日本における南蛮文化発祥の地であることについては、「知っている」が34.5%、「聞いたことはある」が32.9%、合計した『認知率』は67.4%となっています。

年齢別にみると、『認知率』は、30歳代以下で5割台と少なく、40歳代以降は年齢が高くなるほど多くなる傾向にあり、60歳以上では7割を超えています。

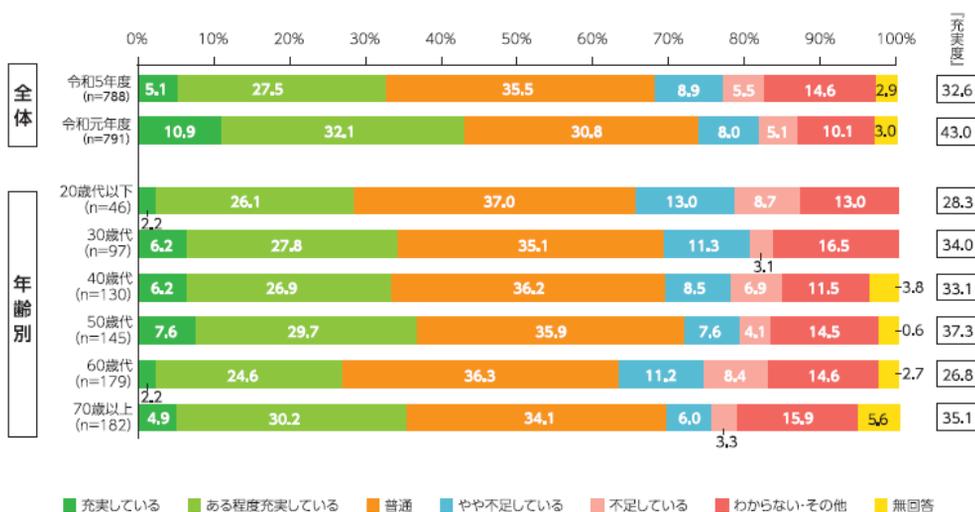


■ 文化施設の充実状況

大分市内の文化施設（公設、民間問わず）は充実していると思うかどうかをみると、「充実している」が5.1%、「ある程度充実している」が27.5%、合計した『充実度』は32.6%となっています。一方、『不足度』は14.4%（「やや不足している」8.9%+「不足している」5.5%）となっています。

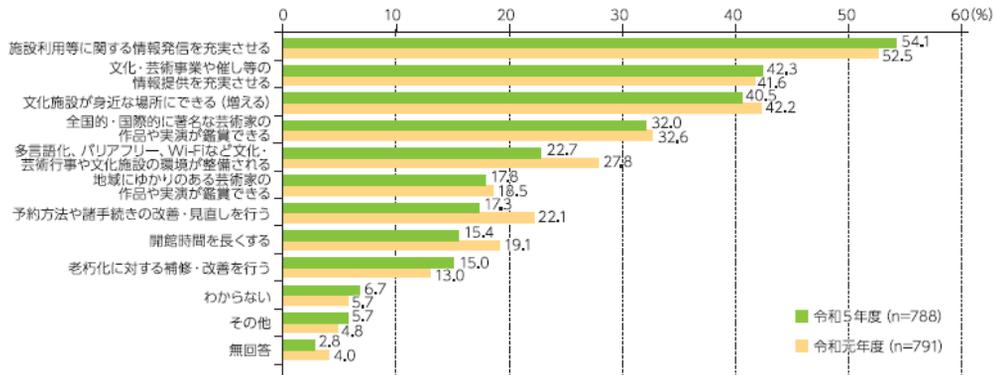
令和元年度と比べると、『充実度』が43.0%から32.6%に減少しています。

年齢別にみると、20歳代以下、60歳代で『充実度』が2割台と少なくなっています。



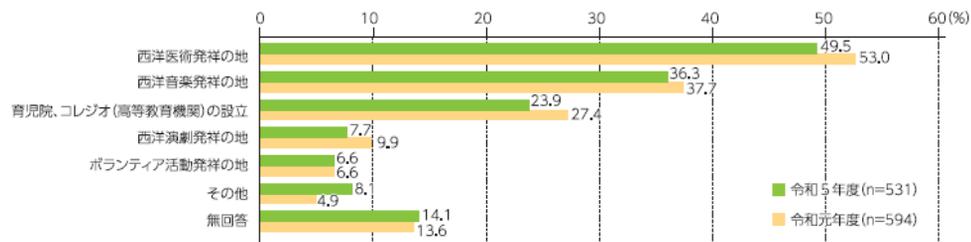
文化施設の利用促進の方法

文化施設の利用を促進する方法としては、「施設利用等に関する情報発信を充実させる」が54.1%と最も多く、次いで「文化・芸術事業や催し等の情報提供を充実させる」(42.3%)、「文化施設が身近な場所のできる(増える)」(40.5%)となっています。



知っていること

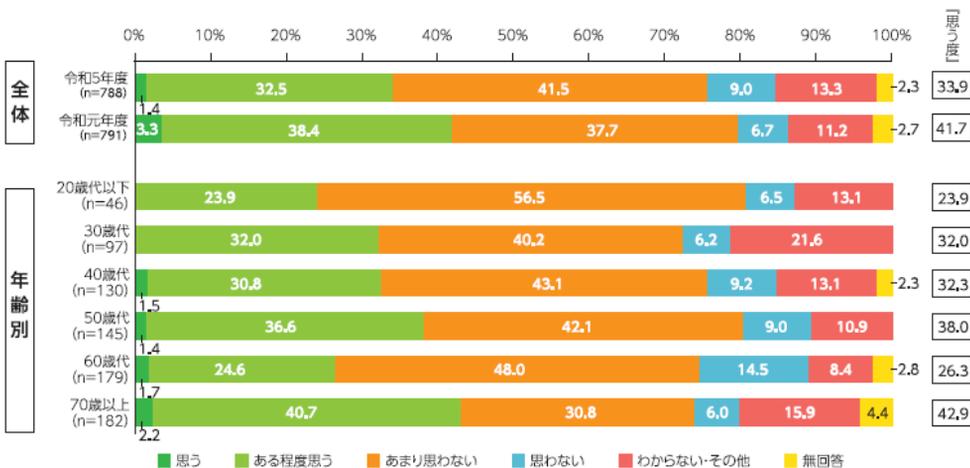
大分市が日本における南蛮文化発祥の地であることに関して、聞いたことがあるものとしては、「西洋美術発祥の地」が49.5%と最も多く、次いで「西洋音楽発祥の地」(36.3%)、「育兒院、コレジオ(高等教育機関)の設立」(23.9%)となっています。



文化・芸術が盛んなまちという意識

大分市が文化・芸術が盛んなまちと思っているかどうかをみると、「思う度」は33.9%（「思う」1.4%+「ある程度思う」32.5%）、「思わない度」は50.5%（「あまり思わない」41.5%+「思わない」9.0%）と、「思わない度」の方が16.6ポイント多くなっています。

令和元年度と比べると、「思う度」が40.7%から33.9%に減少しています。

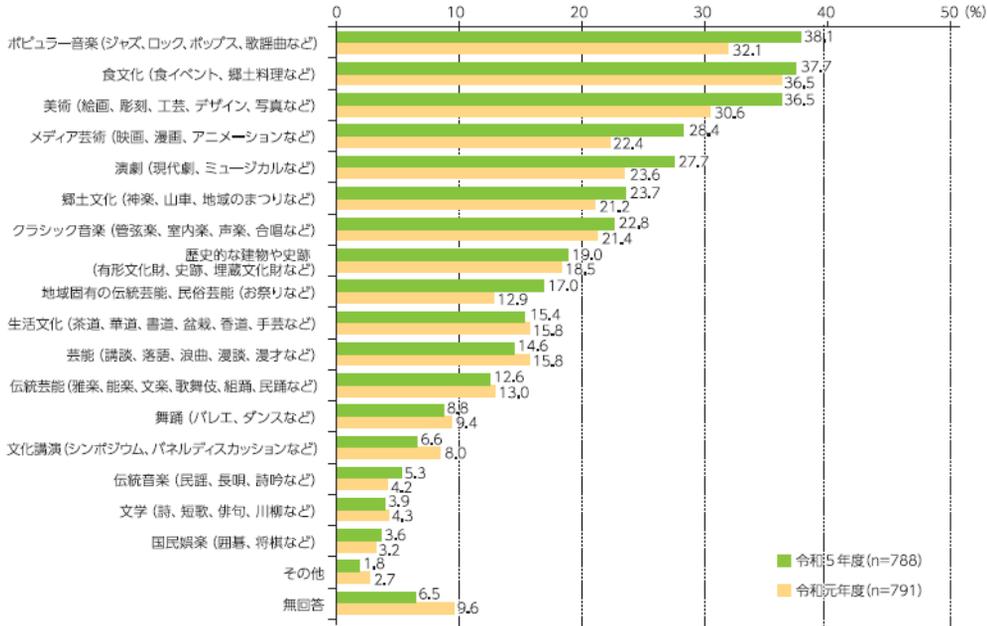


■ 文化・芸術施策で充実させてほしい分野

大分市の文化・芸術施策で充実させてほしい分野としては、「ポピュラー音楽（ジャズ、ロック、ポップス、歌謡曲など）」が38.1%と最も多く、次いで「食文化（食イベント、郷土料理など）」（37.7%）、「美術（絵画、彫刻、工芸、デザイン、写真など）」（36.5%）となっています。

令和元年度と比べると、「ポピュラー音楽」、「美術」、「メディア芸術」などの増加が目立ちます。

年齢別にみると、年齢が低いほど「メディア芸術（映画、漫画、アニメーションなど）」が多く、20歳代以下では52.2%と半数を超えています。



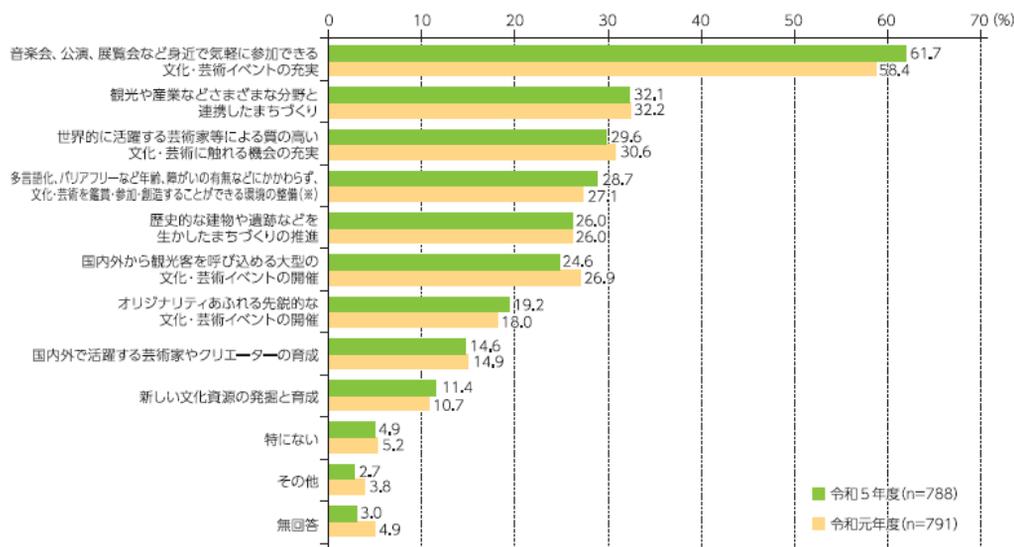
	サンプル数	文学(詩、短歌、俳句、川柳など)	声楽、合唱など)	クラシック音楽(管弦楽、室内楽、声楽、合唱など)	ポピュラー音楽(ジャズ、ロック、ポップス、歌謡曲など)	伝統音楽(民謡、長唄、詩吟など)	美術(絵画、彫刻、工芸、デザイン、写真など)	演劇(現代劇、ミュージカルなど)	舞踊(バレエ、ダンスなど)	メディア芸術(映画、漫画、アニメーションなど)	伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、相撲、民謡など)	芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才など)	生活文化(茶道、華道、書道、盆栽、香道、手芸など)	郷土文化(神楽、山車、地域のまつりなど)
全体	788	3.9	22.8	22.8	38.1	5.3	36.5	27.7	8.8	28.4	12.6	14.6	23.7	23.7
20歳代以下	46	6.5	19.6	19.6	41.3	2.2	30.4	32.6	10.9	52.2	17.4	15.2	15.2	15.2
30歳代	97	3.1	23.7	23.7	40.2	6.2	38.1	30.9	9.3	43.3	9.3	14.4	18.6	18.6
40歳代	130	2.3	25.4	25.4	45.4	4.6	39.2	24.6	11.5	38.5	16.2	20.0	33.8	33.8
50歳代	145	2.1	20.7	20.7	49.0	3.4	37.2	33.8	9.7	33.8	6.9	11.0	15.9	15.9
60歳代	179	3.4	25.7	25.7	37.4	1.7	41.9	32.4	9.5	24.0	11.2	12.8	26.3	26.3
70歳以上	182	7.1	21.4	21.4	24.7	11.0	29.7	18.7	4.9	8.8	17.0	14.8	25.3	25.3

	サンプル数	歴史的な建物や史跡(有形文化財、史跡、埋蔵文化財など)	地域固有の伝統芸能、民俗芸能(お祭りなど)	生活文化(茶道、華道、書道、盆栽、香道、手芸など)	食文化(食イベント、郷土料理など)	国民娯楽(囲碁、将棋など)	文化講演(シンポジウム、パネルディスカッションなど)	その他	無回答
全体	788	19.0	17.0	15.4	37.7	3.6	6.6	1.8	9.6
20歳代以下	46	15.2	17.4	19.6	41.3	2.2	0.0	0.0	0.0
30歳代	97	16.5	19.6	15.5	47.4	3.1	1.0	1.0	5.2
40歳代	130	20.8	17.7	17.7	48.5	6.2	4.6	0.0	1.5
50歳代	145	22.8	11.7	12.4	38.6	0.7	5.5	2.1	7.6
60歳代	179	19.0	16.8	16.2	32.4	3.4	10.1	2.2	9.3
70歳以上	182	17.0	19.8	14.8	29.1	4.4	10.4	3.3	13.2

(注) 太字 全体より5ポイント以上大きいもの(「無回答」は除く)

■ 文化・芸術がもっと盛んになるために行うべきこと

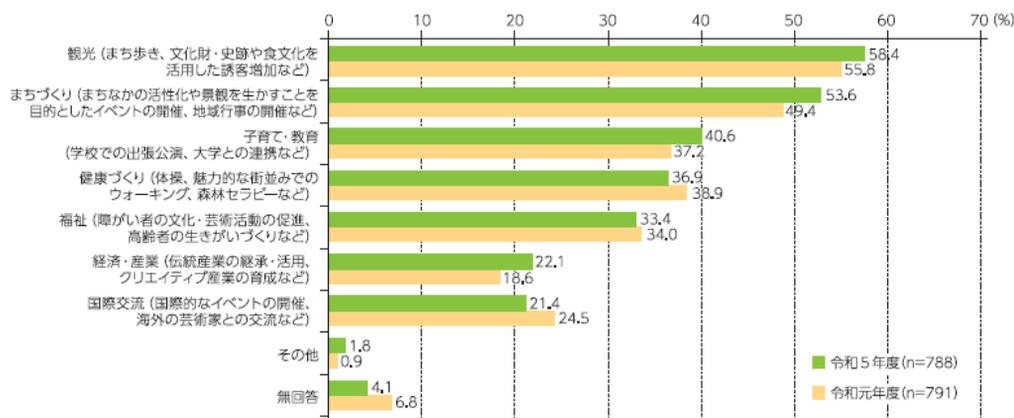
市民の文化・芸術がもっと盛んになるために行うべきこととしては、「音楽会、公演、展覧会など身近で気軽に参加できる文化・芸術イベントの充実」が61.7%と最も多く、次いで「観光や産業などさまざまな分野と連携したまちづくり」(32.1%)となっています。



(※) 多言語化、バリアフリーなど年齢、障がいの有無、経済的な状況または居住する地域にかかわらず等しく、文化・芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境の整備

■ 文化・芸術を活かした方が良いと感じる分野

文化・芸術を活かした方が良いと感じる分野としては、「観光(まち歩き、文化財・史跡や食文化を活用した誘客増加など)」が58.4%と最も多く、次いで「まちづくり(まちなかの活性化や景観を生かすことを目的としたイベントの開催、地域行事の開催など)」(53.6%)、「子育て・教育(学校での出張公演、大学との連携など)」(40.6%)となっています。



団体アンケート

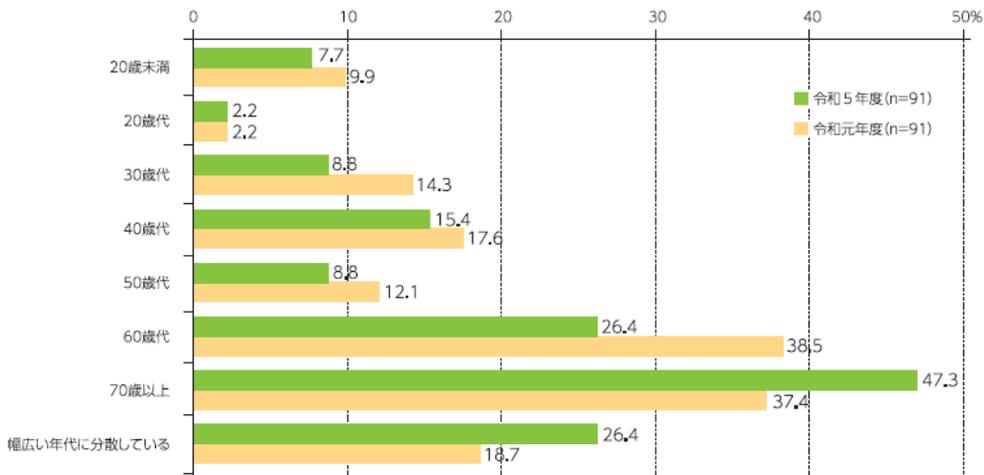
1 調査の概要

対象者	①NPO法人 大分県芸術文化振興会議会員の内、大分市を主な活動の拠点とする122団体 ②文化施設（J:COM ホルトホール大分、コンパルホール、平和市民公園能楽堂、アートプラザ）の利用団体 ③地区公民館（中央公民館を除く12館）の利用団体
調査方法	郵送調査法及び窓口配布
調査時期	令和5年11月20日～令和5年12月15日
配布・回収状況	配布数 245 回収数 91 回収率 37.1% ※回収率=回収数÷配布数

2 構成メンバーの年齢構成

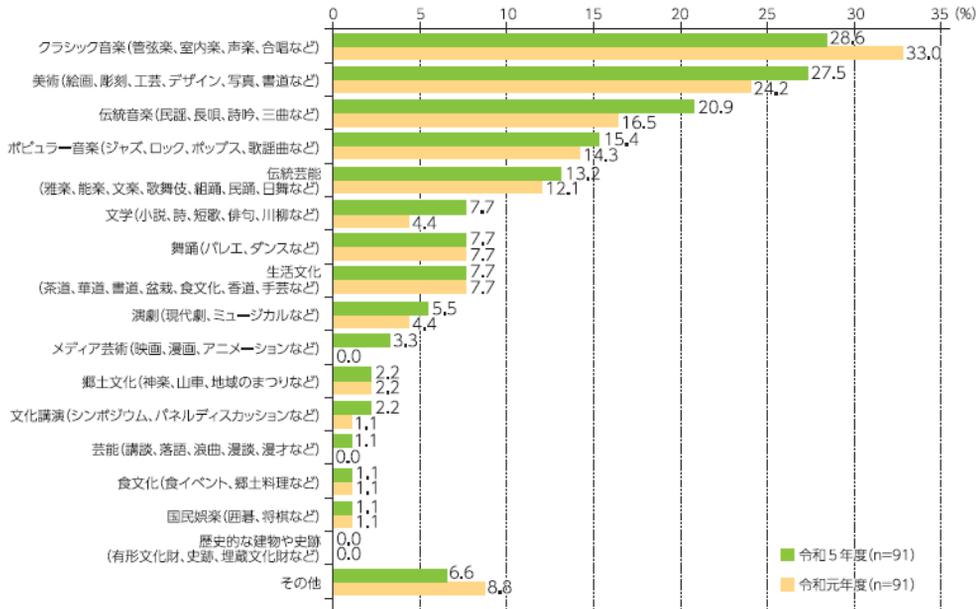
団体の構成メンバーの年齢構成をみると、今回調査では「70歳以上」が47.3%と最も多くなっています。

令和元年度と比べると、「60歳代」以下の割合が減少傾向にあり、「70歳以上」が増加しています。



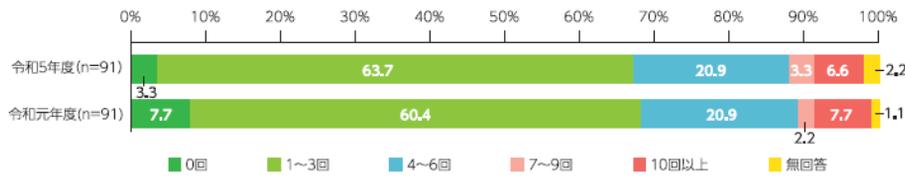
3 活動分野

活動分野としては、「クラシック音楽（管弦楽、室内楽、声楽、合唱など）」が28.6%と最も多く、次いで「美術（絵画、彫刻、工芸、デザイン、写真、書道など）」（27.5%）、「伝統音楽（民謡、長唄、詩吟、三曲など）」（20.9%）となっており、令和元年度調査から割合の増減はありますが、傾向としては大きな変化はみられません。



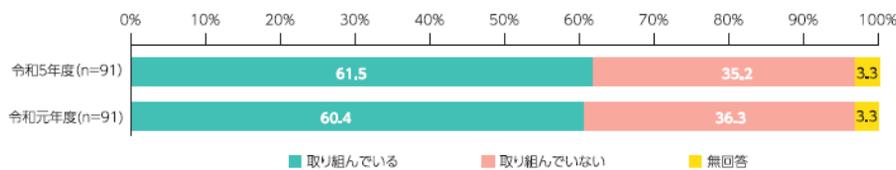
4 活動を発表する機会

活動の成果を市民等に発表する機会としては、令和元年度調査の時よりも「0回」が減り、「1～3回」が増加しています。



5 活動としてのアウトリーチ

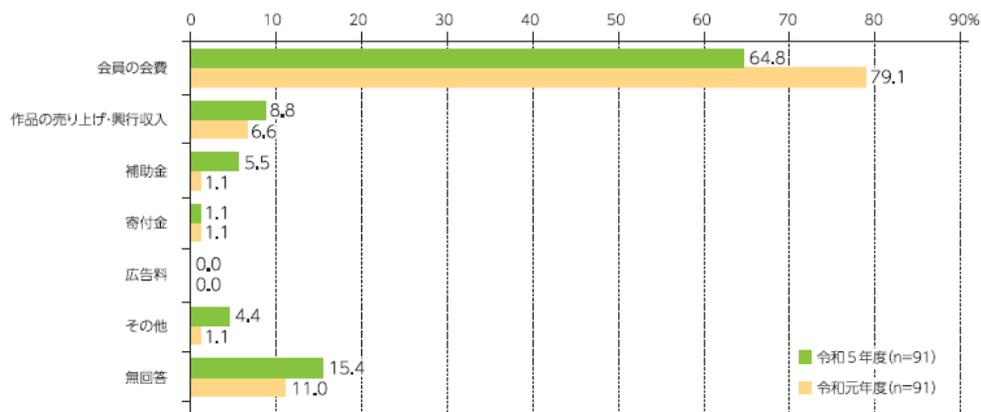
活動としてアウトリーチ（地域に出向いてミニコンサートなどを行う普及活動）の取組状況としては、「取り組んでいる」が61.5%と、令和元年度調査と同程度となっています。



6 活動費の原資

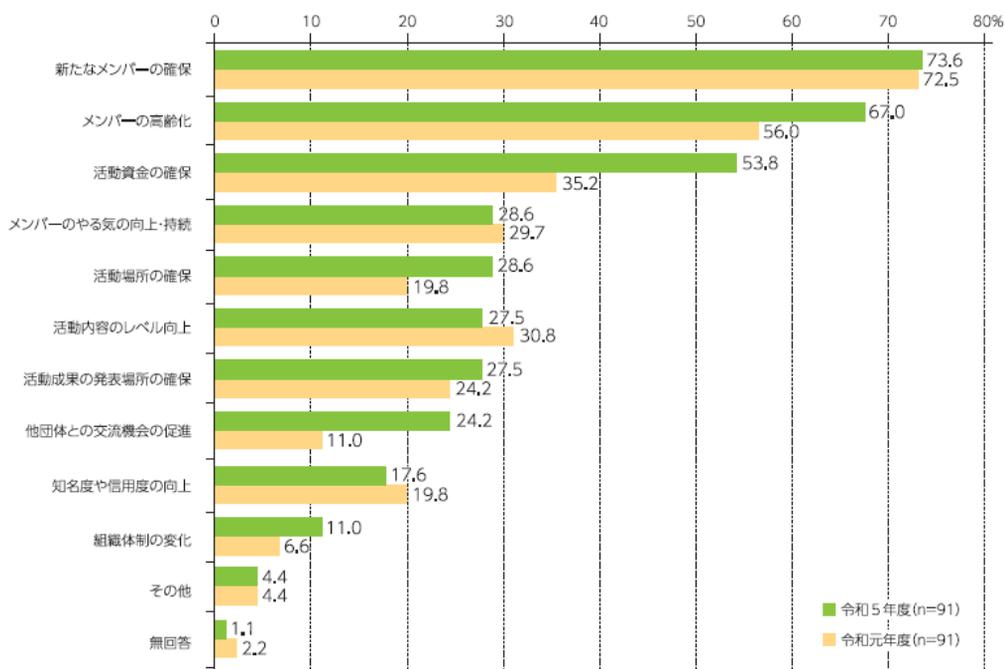
団体の活動の原資としては、令和元年度調査同様、「会員の会費」が64.8%と最も多くなっていますが、その割合は79.1%から14.3ポイント減少しています。

また、「補助金」の割合が令和元年度と比べて4.4ポイント増加しています。



7 活動を行うにあたっての課題

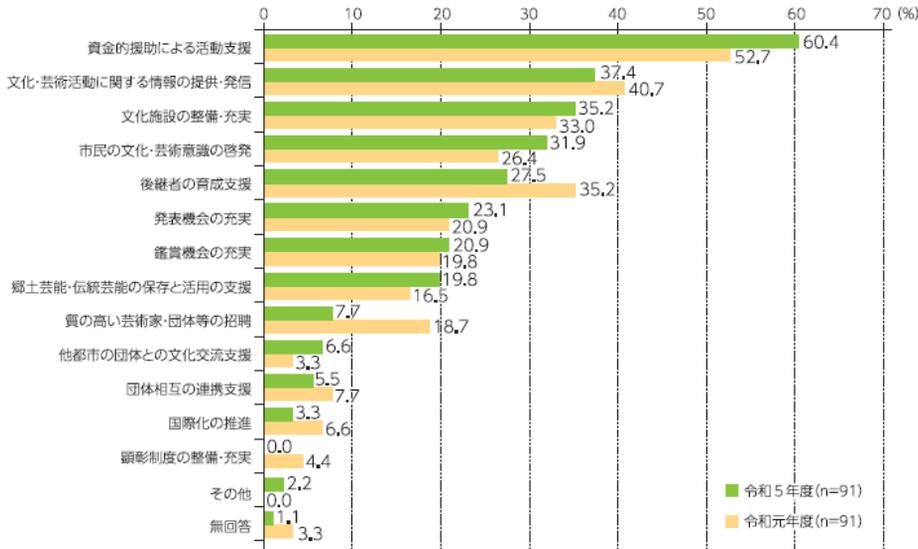
活動するにあたっての課題としては、令和元年度調査と同様、「新たなメンバーの確保」が最も多く、次いで「メンバーの高齢化」となっています。また、3番目にランクされている「活動資金の確保」が35.2%から53.8%に大きく増加しています。



8 団体活動の活発化のために行政や民間が行う必要があるもの

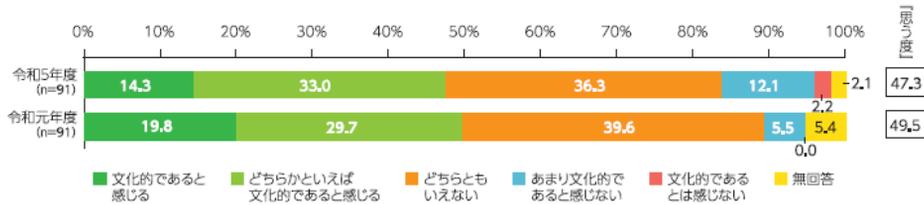
団体活動の活発化のために行政や民間が行う必要があるものとしては、「資金的援助による活動支援」が60.4%と最も多く、次いで「文化・芸術活動に関する情報の提供・発信」(37.4%)、「文化施設の整備・充実」(35.2%)、「市民の文化・芸術意識の啓発」(31.9%)となっています。

令和元年度と比べると、「後継者の育成支援」が3番目から5番目に低下しています。また、「質も高い芸術家・団体等の招聘」の減少が目立っています。



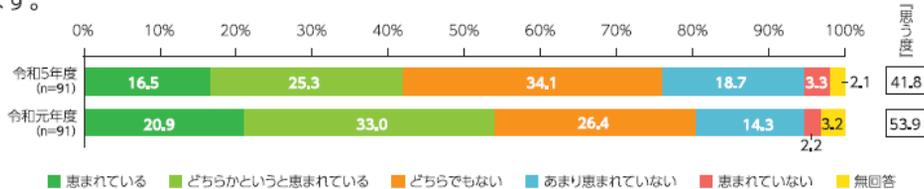
9 大分市を「文化的なまち」という意識

大分市が文化的なまちであるという意識は、令和元年度調査より減少しています。



10 大分市の文化・芸術の発表の機会

文化・芸術の発表の機会に恵まれているという意識は、令和元年度調査より減少しています。



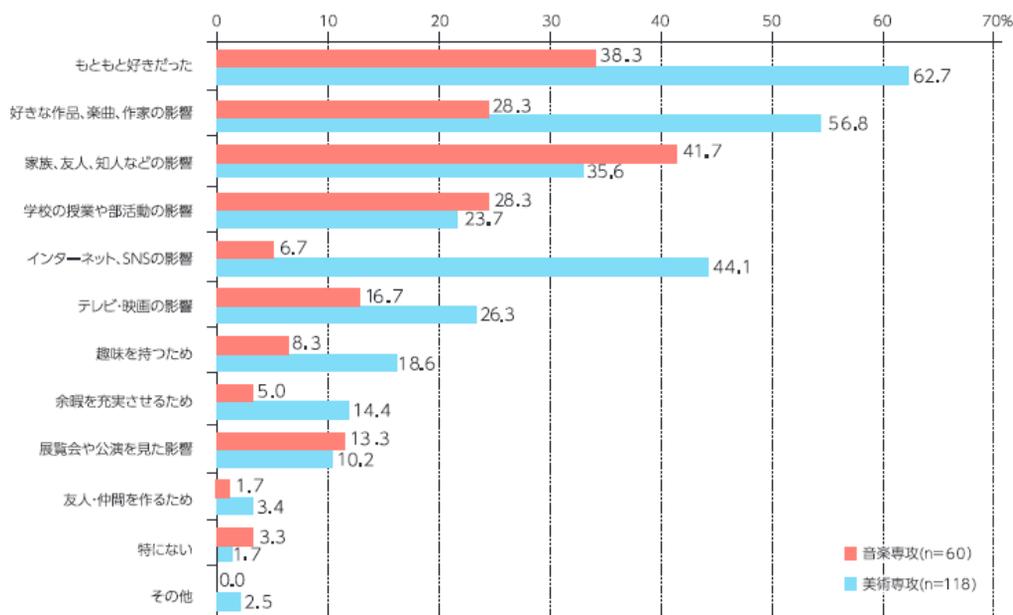
学生アンケート

1 調査の概要

	一般学生	専門学生	留学生
対象者	国立大学法人 大分大学(経済学部)	公立大学法人 大分県立芸術文化 短期大学 (美術科・音楽科 ・専攻科)	①国立大学法人 大分大学 ②学校法人文学学園 日本文理大学 ③公立大学法人 大分県立芸術文化 短期大学
調査方法	大学へ持ち込み配布	大学へ持ち込み配布	大学へ持ち込み配布 (インターネット申請併用)
調査時期	令和5年11月 ～令和6年1月	令和5年11月 ～令和6年1月	令和5年11月 ～令和6年1月
配布・ 回収状況	配布数 450 回収数 273 回収率 60.7%	配布数 410 回収数 178 回収率 43.4%	配布数 154 回収数 85 回収率 55.2%

2 文化・芸術に関心をもったきっかけ

専門学生が文化・芸術に関心を持ったきっかけとしては、音楽専攻では「家族、友人、知人などの影響」(41.7%)、美術専攻では「もともと好きだった」(62.7%)となっています。

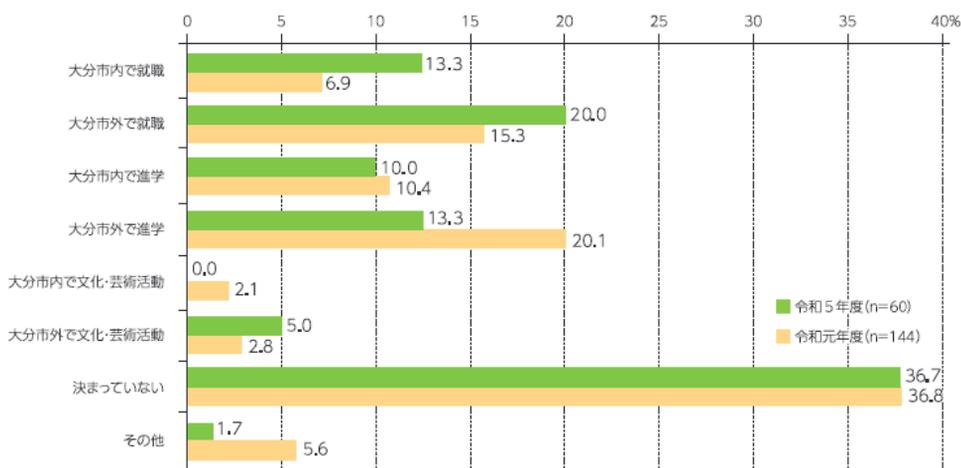


3 希望する進路

音楽専攻の今後の進路としては、「決まっていない」(36.7%)が最も多く、次いで「大分市外で就職」(20.0%)となっています。

令和元年度と比べると、「大分市外で就職」、「大分市内で就職」が増加し、「大分市外で進学」が大きく減少しています。

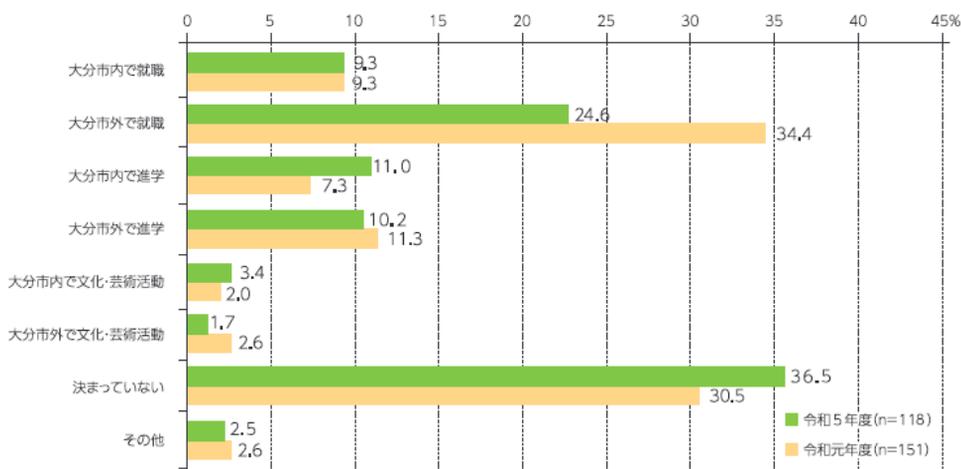
《音楽専攻》



美術専攻の今後の進路としては、「決まっていない」(36.5%)が最も多く、次いで「大分市外で就職」(24.6%)となっています。

令和元年度と比べると、「大分市内で進学」が増加して、「大分市外で就職」が大きく減少しています。

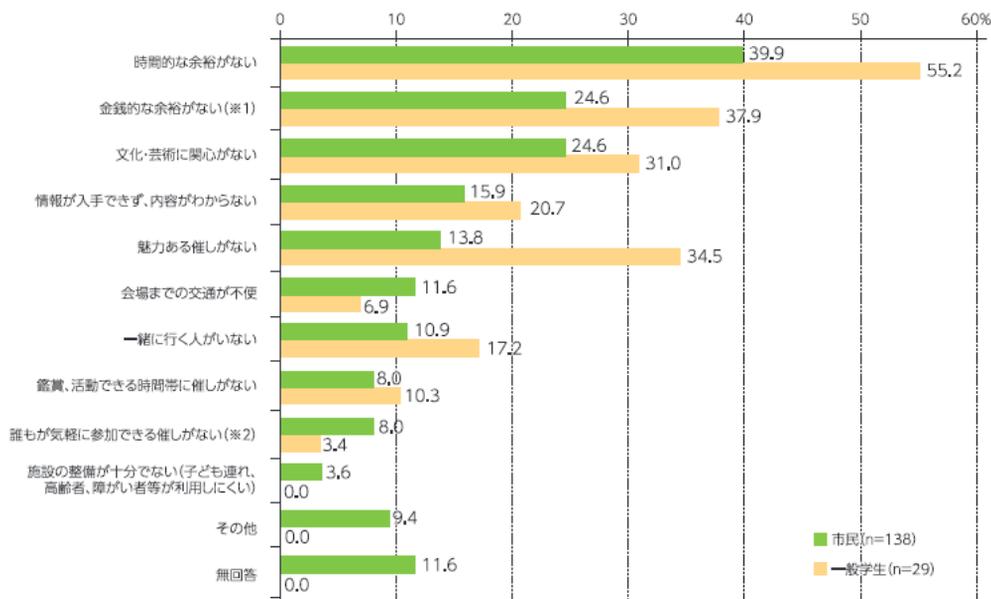
《美術専攻》



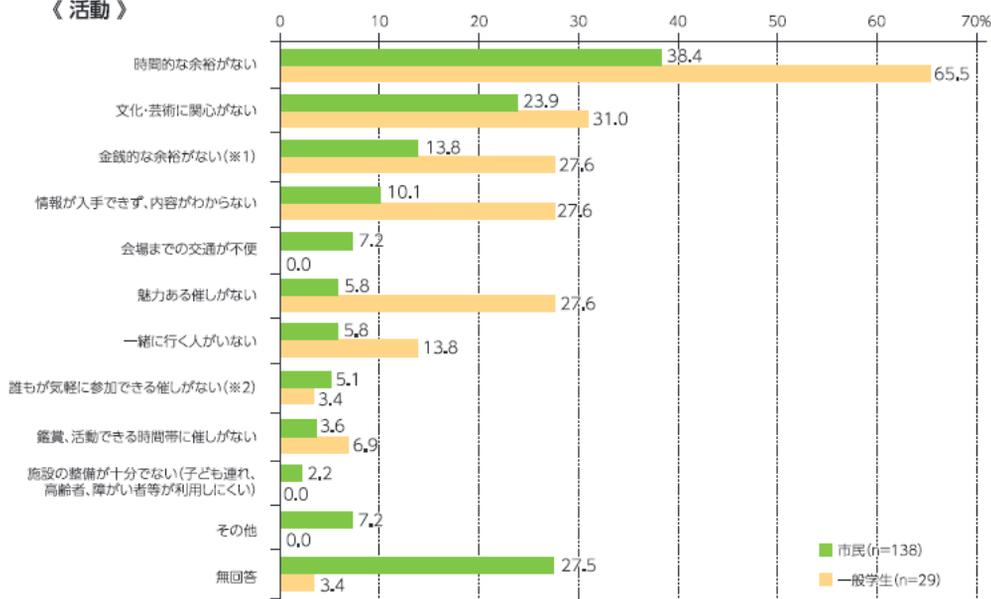
4 鑑賞も活動もしない理由

鑑賞も活動もしない理由としては、観賞、活動ともに、市民と同様、一般学生でも「時間的な余裕がない」が最も多くなっています。

《鑑賞》



《活動》

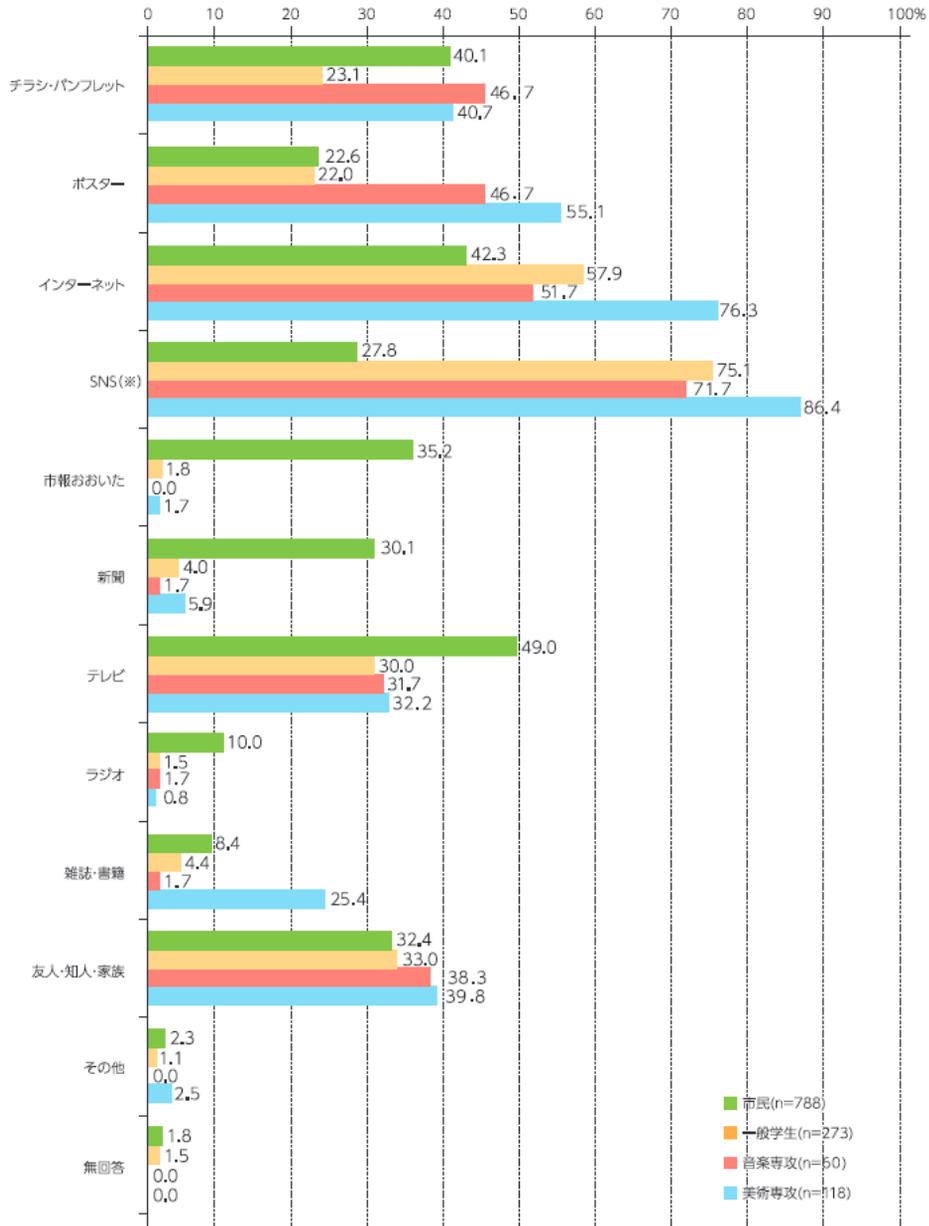


(※1) 令和元年度は「料金が高い」

(※2) 誰もが気軽に参加できる催しがない(子どもが泣いたり騒いだりしても、安心して参加できるコンサートなど)

5 文化・芸術に関する情報について

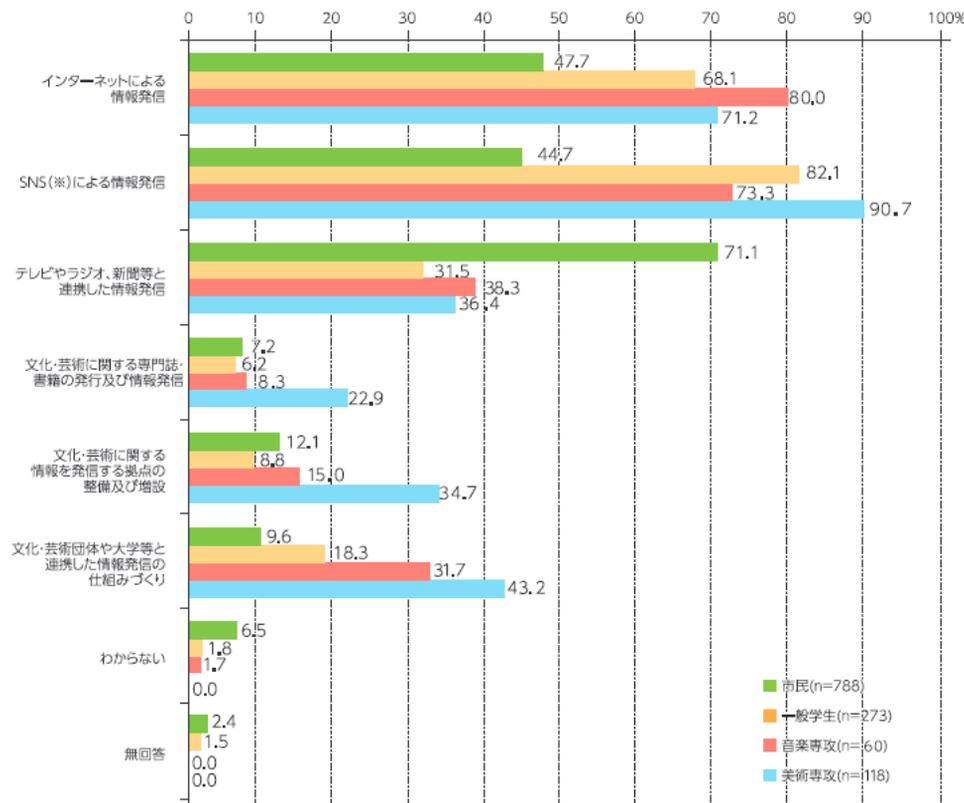
文化・芸術に関する情報の入手方法は、市民アンケートでは「テレビ」、「インターネット」、「チラシ・パンフレット」が4割台で並んでいますが、一般学生、専門学生では「SNS」が最も多くなっています。次いで一般学生、専門学生では「インターネット」となっています。



※SNS (フェイスブック、X (旧ツイッター)、LINE (ライン)、インスタグラムなど)

6 より多くの人へ文化・芸術に関する情報を発信するために必要な取組

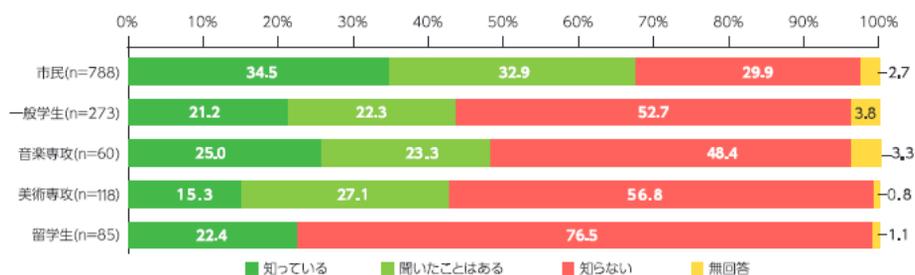
より多くの人へ文化・芸術に関する情報を発信するために必要な取組としては、市民アンケートでは「テレビやラジオ、新聞等と連携した情報発信」が最も多くなっていますが、一般学生、専門学生では「SNSによる情報発信」や「インターネットによる情報発信」が多くなっています。



※SNS (フェイスブック、X (旧ツイッター)、LINE (ライン)、インスタグラムなど)

7 大分市が日本における南蛮文化発祥の地であることの認知度

大分市が日本における南蛮文化発祥の地であることについては、市民では「知っている」が34.5%ですが、学生や留学生では2割程度にとどまっています。

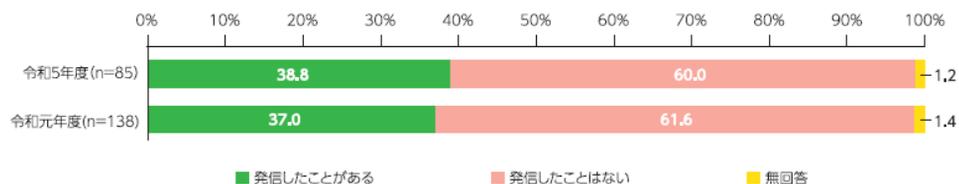


※留学生では「聞いたことはある」という選択肢は提示していない。

8 大分市の祭りや観光名所、景観、建築物などのSNS発信（留学生）

大分市の祭りや観光名所、景観、建築物などをSNS（※）で発信した経験についてみると、「発信したことがある」は38.8%となっています。

（※） SNS（フェイスブック、X（旧ツイッター）、LINE（ライン）、インスタグラムなど）



4. 第3次大分市文化・芸術振興計画 策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 第3次大分市文化・芸術振興計画（以下「計画」という。）の策定に関し、広く市民の意見を聴くため、第3次大分市文化・芸術振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(参画依頼等の期間)

第4条 委員の参画依頼又は任命の期間は、計画が策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第7条 委員（第3条第2項第4号に規定する委員を除く。）及び前条第4項の規定により会議に参加した委員以外の者（市の職員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画が策定される日限り、その効力を失う。

第3次大分市文化・芸術振興計画 策定委員会 委員名簿

氏 名	団体・役職
委員長 根之木 英二	別府大学 特任教授
副委員長 三浦 宏樹	公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団 アドバイザー
伊藤 京子	公益財団法人 アルゲリッチ芸術振興財団 副理事長
尾野 るり	おおいた洋舞連盟 会長
椎葉 美穂	アートプラザ マネージャー
塩川 也寸志	NPO法人大分県芸術文化振興会議 理事兼事務局長
高木 洋司	コンパルホール 館長
高橋 幹雄	一般社団法人 大分市観光協会 副会長
泊 麻未	公募委員
野村 アイ子	大分県中学校文化連盟 大分支部事務局長
村上 和子	社会福祉法人シンフォニー 理事長
弓場 七海	大分県立芸術文化短期大学 専攻科 造形専攻1年 <small>※順不同・敬称略</small>
永田 佳也	大分市企画部長
高田 隆秀	大分市教育部長

5. 文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）改正 平成二十九年六月二十三日

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

（前文）

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年六月二十三日法律第七十三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（以下略）

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6. 市内の主な文化・芸術関連施設

大分地区

ホルトホール大分
 コンパルホール
 平和市民公園能楽堂
 大分市美術館
 アートプラザ
 荷揚複合公共施設
 (コモンスペース等)
 大友氏館跡庭園・南蛮BVNGO交流館
 祝祭の広場
 大分県立美術館
 大分県立総合文化センター
 おおいた障がい者芸術文化支援センター
 大分県立埋蔵文化センター
 大分県立先哲史料館

明野地区

明治明野公民館

大在地区

大在公民館

植田地区

大分市歴史資料館
 大分市埋蔵文化財
 保存活用センター
 植田公民館

坂ノ市地区

海部古墳資料館
 坂ノ市公民館

大友氏館跡庭園・南蛮BVNGO交流館



野津原地区

のつはる天空広場
 ななせアートスタジオ
 (旧野津原中部小学校)
 ふれあい交流宿舍
 のつはる西部の楽校
 野津原公民館

大南地区

帆足本家酒造蔵
 河原内陶芸楽習館
 大南公民館

鶴崎地区

毛利空桑記念館
 鶴崎公民館

佐賀関地区

おおじゅうき
 アートスタジオ
 (旧大志生木小学校)
 関崎海星館
 佐賀関公民館

7. 本市で行われている主な文化・芸術関連イベント 年間スケジュール

※あくまで一例になりますので、以下に示す実施月の限りではありません。

4月	どこでもコンサート【通年】	市内各地区
5月	まんこうじ 萬弘寺の市	坂ノ市地区
6月	別府アルゲリッチ音楽祭 (大分市公演含む)	大分地区
7月	明野まつり	明野地区
	ななせの火群まつり	穂田地区
8月	大分七夕まつり	大分地区
	大南アート学校*	大南地区
	本場鶴崎踊大会	鶴崎地区
9月	関の鯛つりおどり大会	佐賀関地区
10月	よいやかがり火	大南地区
	おおいた夢色音楽祭	大分地区
	おおざいワッショイ	大在地区
	輪い笑いフェスタ!大分市福祉のつどい	大分地区
	大友氏遺跡フェスタ	大分地区
11月	おおいたワールドフェスタ	大分地区
	海部のまつり	坂ノ市地区
	のつはる ななせの里まつり	野津原地区
	おおいたマルシェ	大分地区
	大野川合戦まつり	大南地区
	大志生木アート学校*	佐賀関地区
12月・1月		
2月	大分市芸能まわり舞台	大分地区
	大分市ふるさとコンサート	大分地区
	吉野梅まつり	大南地区
3月	大分市民音楽祭	大分地区
	野津原アート学校*	野津原地区



別府アルゲリッチ音楽祭
大分市公演



ななせの火群まつり



大分七夕まつり



本場鶴崎踊大会



おおいた夢色音楽祭



大野川合戦まつり

※…アート学校

アートレジオン推進事業の一環で実施する、主にこどもたちを対象とした体験型アートイベント

メインビジュアル・挿絵デザイン

ico craft（イラストレーター）

大分県出身、大分市在住のイラストレーター。九州造形短期大学視覚デザイン科卒。
個展やイラスト/雑誌の挿絵/店舗ロゴイラストなどを制作。
いぬねこイラストを中心にinstagram で日々のイラストを投稿中。

第3次大分市文化・芸術振興計画

発行：大分市企画部文化振興課

第3次大分市文化・芸術振興計画



大分市